

令和 5 年 第 8 回

柳川市農業委員会総会議事録

令和 5 年 8 月 10 日

柳川市農業委員会

第 8 回 柳 川 市 農 業 委 員 会 総 会 議 事 録

日 時 令和 5 年 8 月 10 日 午後 2 時 00 分～午後 2 時 54 分

場 所 大和庁舎 大会議室

出 欠 者 農業委員出席者 17名 欠席者 1名

推進委員出席者 18名 欠席者 1名

議 題 議案第37号

1. 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第38号

1. 農地法第 4 条の規定による許可申請について

議案第39号

1. 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議案第40号

1. 農地移動適正化あっせん委員の指名について

議案第41号

1. 柳川市農用地利用集積計画について

議案第42号

1. 柳川市農業振興地域整備計画の変更について

議案第43号

1. 農業の振興に関する計画書の変更について

議案第44号

1. 柳川市農業委員会委員の辞任の同意について

報 告

1. 農地法第18条第 6 項の規定による通知について

2. あっせん申出書の取下願について

その他

農業委員

出席委員（17名）

- | | | | | | |
|-----|-----|----|-----|-----|----|
| 1番 | 高田 | 一利 | 2番 | 亀崎 | 忠治 |
| 4番 | 吉丸 | 隆吉 | 5番 | 古賀 | 勝次 |
| 6番 | 椛島 | 練二 | 7番 | 大淵 | 秀樹 |
| 8番 | 三小田 | 由勝 | 9番 | 藤木 | 邦彦 |
| 10番 | 田中 | 満義 | 11番 | 松藤 | 政義 |
| 12番 | 松藤 | 一利 | 13番 | 松藤 | 和彦 |
| 14番 | 島添 | 茂樹 | 15番 | 河口 | 隆光 |
| 16番 | 園田 | 清美 | 17番 | 阿志賀 | 一喜 |
| 19番 | 山田 | 善治 | | | |

欠席委員（1名）

- 18番 鐘ヶ江 ゆき子

推進委員

出席委員（18名）

- | | | | | | | |
|---|---|-----|---|---|---|----|
| 龍 | 繁 | 樹 | 藤 | 吉 | 利 | 広 |
| 藤 | 木 | 二三男 | 亀 | 崎 | 壽 | 満 |
| 椛 | 島 | 一晴 | 梅 | 崎 | 直 | 祝 |
| 古 | 賀 | 宏義 | 野 | 口 | 秀 | 一 |
| 櫻 | 木 | 利和 | 米 | 田 | 秀 | 俊 |
| 高 | 口 | 勇晴 | 平 | 川 | 貴 | 大 |
| 松 | 藤 | 稔 | 浦 | | 幸 | 之助 |
| 鶴 | 田 | 信行 | 三 | 浦 | 榮 | 一 |
| 吉 | 開 | 健 | 江 | 口 | 克 | 子 |

欠席委員（1名）

- 原 壽 利

本会議に出席した事務局職員

事務局長 乗 富 和 也

事務局次長 平 河 郁 夫

事務局職員 田 中 道 博

農政課長 木 原 隆 文

農政課農政係 中 園 歩 嵩

午後2時 開会

○事務局長（乗富和也君）

それでは、ただいまから第8回総会を始めさせていただきます。

起立、礼。お願いします。着席ください。

柳川市農業委員会会議規則第4条の規定によりまして、会長が議長となりますので、山田会長、よろしくお願ひいたします。

○議長（山田善治君）

皆さんこんにちは。台風は来ましたが、あまり被害もないようで、あまり風が吹かなかったので、ブドウをされている人たちは本当に胸をなで下ろされただろうと思います。

ただいまから令和5年第8回柳川市農業委員会の総会を開会いたします。

本日の出席委員は17名、定足数であります。また、18名の推進委員の方に御出席いただいております。よって、ただいまから令和5年第8回柳川市農業委員会の総会を開会いたします。

事務局より議案の朗読をお願いします。

○事務局職員（田中道博君）

皆さんこんにちは。座りまして議案を朗読させていただきます。

議案書を御覧ください。

令和5年

第8回柳川市農業委員会総会議案

議案第37号

1. 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第38号

1. 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第39号

1. 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第40号

1. 農地移動適正化あっせん委員の指名について

議案第41号

1. 柳川市農用地利用集積計画について

議案第42号

1. 柳川市農業振興地域整備計画の変更について

議案第43号

1. 農業の振興に関する計画書の変更について

議案第44号

1. 柳川市農業委員会委員の辞任の同意について

報 告

1. 農地法第18条第6項の規定による通知について
2. あっせん申出書の取下願について

その他

令和5年8月10日提出

柳川市農業委員会会長 山 田 善 治

○議長（山田善治君）

今回提案しております案件は、議案第37号から議案第44号までの8件と報告2件であります。

本日の議事録署名委員に、1番高田一利委員、16番園田清美委員を指名いたします。

早速、議案の審議に入ります。

議案第37号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局より議案の朗読並びに説明をお願いします。

○事務局職員（田中道博君）

議案書の2ページを御覧ください。

議案第37号

1. 農地法第3条の規定による許可申請について

下記農地を双方合意の上、所有権（賃借権）を移転（設定）したく農地法第3条の規定による許可申請があったので、承認方法施行令第1条の規定に基づき付議する。

申請番号1番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積817平米、外1筆、合計1,545平米。

自作。譲受人、〇〇。譲渡人、〇〇。契約の種類は売買です。

申請番号2番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積777平米。自作。譲受人、〇〇。譲渡人、〇〇。契約の種類は贈与。

以上です。

○事務局次長（平河郁夫君）

それでは、第3条の申請番号1番について補足説明を行います。

申請番号1番は、経営縮小する〇〇から、経営拡大しようとする〇〇へ所有権移転・売買を行うための申請です。代金は2筆で〇〇円。

申請番号2番は、〇〇から〇〇へ所有権移転・贈与を行うための申請です。

申請番号1番から2番は、議案書にありますとおり、農地法第3条第2項の各号の「許可をすることができない要件」には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

以上です。

○議長（山田善治君）

事務局より議案の朗読並びに説明が終わりました。

議案第37号について御意見、御質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山田善治君）

お諮りいたします。御意見、御質問なしと認め、採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山田善治君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案を承認することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（山田善治君）

賛成全員であります。よって、議案第37号については、提案どおり承認することに決定いたしました。

続きまして、議案第38号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局より議案の朗読並びに説明をお願いします。

○事務局（田中道博君）

議案書の3ページを御覧ください。

議案第38号

1. 農地法第4条の規定による許可申請について

下記農地を農地以外の目的に供するため、農地法第4条の規定による許可申請があったので、承認方同条第2項の規定により付議する。

こちらにつきましては、別紙申請箇所図と一緒に御覧ください。

申請番号1番、農地の所在、〇〇、地目・畑、面積231平米。申請人、〇〇。転用目的、共同住宅（敷地拡張）。

申請番号2番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積782平米。申請人、〇〇。転用目的、一般住宅及び倉庫。

○事務局次長（平河郁夫君）

それでは、第4条について補足説明を行います。

申請番号1番は、〇〇が、共同住宅の敷地拡張のための申請です。

申請番号2番は、〇〇が、自己用住宅及び倉庫建設のための申請です。

次に、農地法に基づく転用許可の検討事項について説明します。

申請番号1番の農地区分は、住宅もしくは事業用施設が連たんしている地域にある農地であり、第3種農地と判断します。

申請番号2番の農地区分は、用途地域内にある第1種居住地域であり、こちらも第3種農地と判断します。よって、いずれも転用目的は問題ないと判断します。

以上です。

○議長（山田善治君）

事務局より議案の朗読並びに説明が終わりました。

議案第38号について御意見、御質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山田善治君）

お諮りいたします。御意見、御質問なしと認め、採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山田善治君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案を承認することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（山田善治君）

賛成全員であります。よって、議案第38号については、提案どおり承認することに決定いたしました。

続きまして、議案第39号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局より議案の朗読並びに説明をお願いします。

○事務局職員（田中道博君）

議案書の4ページを御覧ください。

議案第39号

1. 農地法第5条の規定による許可申請について

下記農地を農地以外の目的に供するため、所有権（賃借権）を移転（設定）したく、農地法第5条の規定による許可申請があったので、承認方同条第3項の規定により付議する。

こちらにつきましても、別紙申請箇所図を一緒に御覧ください。

申請番号1番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積876平米。申請人、〇〇。相手方、〇〇。転用目的、資材置場・車両置場。

申請番号2番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積697平米。申請人、〇〇。相手方、〇〇。転用目的、建売住宅・道路。

申請番号3番、農地の所在、〇〇、地目、田、面積356平米。申請人、〇〇。相手方、〇〇。転用目的、一般住宅。

申請番号4番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積950平米。申請人、〇〇。相手方、〇〇。転用目的、貸し資材置場及び駐車場。

申請番号5番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積1,567平米。申請人、〇〇。相手方、〇〇。転用目的、宅地分譲及び貸し駐車場。

申請番号6番、農地の所在、〇〇、地目、田、面積255平米。申請人、中通り、〇〇。相手方、〇〇。転用目的、一般住宅。

○事務局次長（平河郁夫君）

それでは、第5条について補足説明を行います。

申請番号1番は、譲受人、〇〇が、木材資材置場・車両置場設置のための申請です。

契約の種類は売買。代金は1筆で〇〇千円。

申請番号2番は、譲受人、〇〇が、建売住宅3棟及び道路建設のための申請です。

契約の種類は売買。代金は1筆で〇〇円。

申請番号3番は、譲受人、〇〇が、分家住宅建設のための申請です。

契約の種類は贈与。

申請番号4番は、譲受人、〇〇本人が代表取締役である〇〇への貸し建設業資材置場・駐車場設置のための申請です。

契約の種類は売買。代金は1筆で〇〇円。

申請番号5番は、譲受人、〇〇が、宅地分譲5区画と駐車場10台分設置のための申請です。

契約の種類は売買。代金は1筆で〇〇円。

申請番号6番は、借受人、〇〇が、自己用住宅を建設するための申請です。

契約の種類は父から子への使用貸借権。

次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明します。

申請番号1番の農地区分は、用途地域内の第2種居住地域のため、第3種農地と判断します。よって、転用目的は問題ないと判断します。

申請番号2番の農地区分は、住宅もしくは事業用施設が連たんしている地域にある農地であり、第3種農地と判断します。よって、転用目的は問題ないと判断します。

申請番号3及び4番の農地区分は、おおむね10ヘクタール以上の一団の農地であり、第1種農地と判断します。第1種農地は原則転用不許可ですが、3番は申請に係る土地の周辺の

地域において居住する者の集落に接続して設置されるものであるため、4番は申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の業務上必要な施設で集落に接続して設置されているため、いずれも転用目的は問題ないと判断します。

申請番号5番の農地区分は、用途地域内の商業地域のため第3種農地と判断します。よって、転用目的は問題ないと判断します。

申請番号6番の農地区分は、おおむね10ヘクタール以上の一団の農地であり、第1種農地と判断します。第1種農地は原則転用不許可ですが、既存の敷地面積の2分の1以内の拡張として設置されるものであるため、転用目的は問題ないと判断します。

以上です。

○議長（山田善治君）

事務局より議案の朗読並びに説明が終わりました。

議案第39号について御意見、御質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山田善治君）

お諮りいたします。御意見、御質問なしと認め、採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山田善治君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案を承認することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（山田善治君）

賛成全員であります。よって、議案第39号については、提案どおり承認することに決定いたしました。

続きまして、議案第40号 農地移動適正化あっせん委員の指名についてを議題といたします。

事務局より議案の朗読をお願いします。

○事務局職員（田中道博君）

議案書の5ページを御覧ください。

議案第40号

1. 農地移動適正化あっせん委員の指名について

下記農地の所有権を移転したく柳川市農地移動適正化あっせん事業実施要領の規定によりあっせん申出書を受理したので、あっせん委員の指名方付議する。

受理番号1番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積2,085平米。申出人、〇〇。理由、離農のため。

受理番号2番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積3,553平米、外3筆。申出人、〇〇。理由、経営縮小のため。

受理番号3番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積1,887平米。申出人、〇〇。理由、離農のため。

受理番号4番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積1,712平米、外1筆。申出人、〇〇。理由、離農のため。

以上です。

○議長（山田善治君）

事務局より議案の朗読が終わりました。

本案の申請番号1番は両開地区、2番と3番は昭代地区、4番は大和地区でありますので、同地区の委員にお願いしたいと思いますが、御意見、御質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山田善治君）

お諮りいたします。議案第40号 申請番号第1番は、推進委員の藤木二三男委員、亀崎壽満委員、申請番号2番と3番は、推進委員の椛島一晴委員、梅崎直祝委員、古賀宏義委員、申請番号4番は、推進委員の高口勇晴の委員、平川貴大委員、浦幸之助委員、松藤稔委員を指名することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山田善治君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案のあっせん委員に、先ほどの9名を指名することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（山田善治君）

賛成全員であります。よって、議案第40号については、先ほどの9名の委員を指名することに決定いたしました。

続きまして、議案第41号 柳川市農用地利用集積計画についてを議題といたします。

事務局より議案の朗読をお願いします。

○事務局職員（田中道博君）

議案第41号

1. 柳川市農用地利用集積計画について

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により柳川市農用地利用集積計画を樹立したく柳川市長より決定を求められたので付議する。

こちらにつきましては、まず初めに、A4サイズ1枚ものの別紙、農用地利用集積事業公告概要表の所有権移転関係を御覧ください。

農用地利用集積事業公告概要表。公告年月日、令和5年8月14日。

1. 所有権移転関係。利用権の種類、所有権移転。地目別・田。農用地の利用内容、水田として。面積1万8,464平米、筆数11筆。売り手6名、買い手2名。

続きまして、裏面を御覧ください。

各筆明細、所有権を移転する土地、所在地、〇〇。現況・田。面積927平米、外1筆。所有権を移転する者（売り手）、住所、福岡市中央区、氏名、公益財団法人福岡県農業振興推進機構。権利の種類、所有権。農用地の利用内容、水田として。所有権の移転時期、対価の支払時期、引渡の時期、いずれも令和5年8月25日。対価〇〇円。対価の支払方法、福岡県信用農業協同組合連合会本所普通口座。所有権の移転を受ける者（買い手）、〇〇、外5件です。

続きまして、A4サイズ1枚、A3サイズ1枚つづりの農用地利用集積事業公告概要表、存続期間変更分を御覧ください。

農用地利用集積事業公告概要表、公告年月日、令和5年8月15日。

1、利用権設定関係（存続期間変更）

こちらにつきましては、年数と筆数のみを読み上げてまいります。

変更後存続期間、年数2年。筆数は、賃借権が4筆。

変更後存続期間、年数6年、筆数は、賃借権が3筆。

変更後存続期間、年数10年、筆数は、賃借権が4筆、使用貸借権件が1筆、合計5筆。

詳細につきましては、別紙A3サイズの各筆明細のとおりです。

続きまして、A4サイズ2枚、A3サイズ5枚つづりの農用地利用集積事業広告概要表の農地中管理事業分を御覧ください。

農用地利用集積事業公告概要表。公告年月日、令和5年8月14日。

1. 利用権設定関係（農地中間管理事業）

こちらにつきましては、合計部分のみを朗読しますので、A4サイズのナンバー3/3ページの右側、合計欄を御覧ください。

合計、存続期間、始期、令和5年11月1日。

利用権の種類、賃借権、地目別・田。対象作物、水稻・麦・大豆。面積、43万1,663.46平米、筆数253筆。関係農家数、貸し手92戸、借り手1戸。賃借料、10アール当たり最高14千円、最低8千円。

利用権の種類、賃借権、地目別・畑。対象作物、水稻・麦・大豆。面積、282平米、筆数1筆。関係農家数、貸し手1戸、借り手1戸。賃借料、10アール当たり最高、最低、どちらも〇〇円となっております。

詳細につきましては、A3サイズの各筆明細を各自で御確認ください。

以上で今回付議されました農用地利用集積計画につきましては、全て農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上です。

○議長（山田善治君）

事務局より議案の朗読が終わりました。

議案第41号について御意見、御質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山田善治君）

お諮りいたします。御意見、御質問なしと認め、採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山田善治君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案を承認することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（山田善治君）

賛成全員であります。よって、議案第41号については、提案どおり承認することに決定いたしました。

議案第42号 柳川市農業振興地域整備計画の変更について及び議案第43号 農業の振興に関する計画書の変更についてを議題といたします。

事務局より議案の朗読並びに農政課より説明をお願いします。

○事務局（田中道博君）

議案第42号

1. 柳川市農業振興地域整備計画の変更について

農業進行地域の整備に関する法律第13条第1項の規定に基づき柳川市農業振興地域整備計画を別紙のとおり変更したい旨、柳川市長より同法施行規則第3条の2の規定に基づき意見を求められたので付議する。

続きまして、

議案第43号

1. 農業の振興に関する計画書の変更について

農業振興地域の整備に関する法律施行規則第4条の5第1項第27号の規定に基づき「農業の振興に関する計画書」を別紙のとおり変更したい旨、柳川市長より意見を求められたので付議する。

こちらにつきましては、農政課より説明をお願いいたします。

○農政課長（木原隆文君）

皆さんこんにちは。農政課長の木原です。

日頃から農業行政全般にわたり御協力を賜り、お礼を申し上げます。

今日は総会の貴重なお時間をいただきありがとうございます。

農業振興地域整備計画については、農業の健全な発展を図るため策定し、農業振興地域について圃場整備やかんがい排水などの公共投資や、そのほか農業振興に関する施策を行うためのもとなるものであります。

しかしながら、もろもろの事情でやむなく農業振興地域農用地の除外、編入や用途区分の変更の相談がっております。

整備計画の変更については、年に2回受付を行っておりますが、今回は5月15日から6月14日まで受付を行いました。令和5年度第1回分として、除外が6件、用途区分の変更2件、編入1件の合計9件の案件がございます。この9件について、今回、農業委員さんからの御意見をお伺いするものでございます。

ちなみに、この事務の流れについてですが、農業振興地域整備計画の変更に当たっては、農業委員会や土地改良区、国、県などの関係機関から意見聴取を行い、協議を整え、その後、農業振興地域整備促進協議会においてお諮りをし、変更計画を決定、その後、県農林事務所への意見照会や公示などの手続を経て、申請者へ通知をすることになっております。

この後、詳細の説明を担当のほうから行います。どうぞよろしくお願いいたします。

○農政課農政係（中園歩嵩君）

皆さんこんにちは。農政課農振担当の中園と申します。5月15日から6月14日までに除外6件、用途区分変更2件、編入1件の申出がっておりますので、お手元の資料に沿って説明いたします。座って説明させていただきます。

まず、1番から6番までの除外についてですが、除外の基本的な要件としては、必要性、規模の妥当性が認められること、周辺農地の営農、利用集積に支障がないこと、土地改良施設の機能に影響がないこと、土地改良事業の事業完了年度の翌年度から起算して8年が経過していることとなっております。

土地改良事業についてですが、面整備はほとんど8年以上が経過しております。国営水路のような国営施設機能保全事業がまだ8年経過しておりませんが、27号計画により農家世帯からの雇用、道水路などの土地改良施設の維持保全活動をしていただくことになっております。

7番、8番の用途区分の変更は、農用地区域のまま農業用倉庫等、農業に直接関係する施設を建設する軽微な変更です。場所については、除外のように既存の除外地と隣接しておりませんが、土地改良施設については除外と同様に意見照会をしております。

9番の編入は、農用地区域外の農地を農用地区域に編入するもので、特に要件などはありません。

それでは、1番から説明していきます。

申請番号1番、所有者、〇〇。申請地は〇〇、外2筆、面積253.85平米。計画変更の内容、農家住宅。転用者、〇〇。図面等については1ページから3ページとなっております。

申請番号2番、所有者、〇〇。申請地番、〇〇、面積855平米のうち397平米。計画変更の内容、農家の分家住宅。転用者、〇〇。図面等については4ページから6ページとなっております。

申請番号3番、所有者、〇〇。申請地番、〇〇。面積1,558平米。計画変更の内容、倉庫・駐車場・資材置場。転用者、〇〇。図面等については7ページから9ページとなります。

申請番号4番、所有者、〇〇。申請地番、〇〇、外3筆、面積2,872平米。計画変更の内容、倉庫・駐車場。転用者、〇〇。図面等については、10ページから12ページとなっております。

申請番号5番、所有者、〇〇。申請地番、〇〇、面積194平米。計画変更の内容、資材置場（敷地拡張）。転用者、〇〇。図面等については13ページから15ページとなっております。

申請番号6番、所有者、〇〇。申請地番、〇〇、面積40平米。計画変更の内容、一般住宅の敷地拡張。転用者、〇〇。図面等については16ページから18ページとなっております。

申請番号7番、所有者、〇〇。申請地番、〇〇、外1筆、面積95平米。計画変更の内容、農業用倉庫。転用者、〇〇。図面等については19ページから21ページとなっております。

申請番号8番、所有者、〇〇。申請地番、〇〇。面積132平米。計画変更の内容、農業用倉庫。転用者、〇〇。図面等については22ページから24ページとなります。

申請番号9番、所有者、〇〇。申請地番、〇〇、外6筆、面積6,873平米。計画変更の内容、編入。図面等については、25ページから26ページとなっております。

なお、申請地を地元委員さんに現地を確認していただき、意見を伺っていることを申し添えます。

以上で説明を終わります。

○議長（山田善治君）

事務局より議案の朗読並びに農政課より議案の説明が終わりました。

議案第42号及び議案第43号について御意見、御質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山田善治君）

お諮りいたします。御意見、御質問なしと認め採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山田善治君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案を承認することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（山田善治君）

ありがとうございました。全員賛成であります。よって、議案第42号及び議案第43号については、提案どおりに承認することに決定いたしました。

続きまして、議案第44号 柳川市農業委員会委員の辞任の同意についてを議題といたします。

事務局より議案の朗読並びに説明をお願いします。

○事務局職員（田中道博君）

議案書の8ページを御覧ください。

議案第44号

1. 柳川市農業委員会委員の辞任の同意について

農業委員会等に関する法律第13条第1項の規定に基づき、柳川市長より下記について同意の賛否を求められたので付議する。

○事務局長（乗富和也君）

それでは、私のほうから議案第44号について御説明をさせていただきます。

まず、農業委員を辞任しようとする場合ですけれども、先ほど議案書にもありましたように、「農業委員会等に関する法律第13条第1項」に規定がございまして、「委員は、正当な事由があるときは、市町村長及び農業委員会の同意を得て委員を辞任することができる。」というふうに規定をされております。

その際の手続きでございますが、まず初めに、当該委員から市長宛てに辞表を提出する必要があります。今回の山田英行委員については、令和5年7月31日をもって農業委員を辞任したい旨の辞表が、同じ日付で市長に提出をされております。

この辞表の提出を受けて、市長から農業委員会に辞任の同意について諮問を行うこととなっておりまして、今回、令和5年8月1日付で市長のほうから諮問文書を受理しております。

なお、御承知かとも思いますけれども、委員を辞任される理由についてでございますが、山田委員御自身が、このたび、柳川農業協同組合代表理事組合長に就任をされたことによりまして、農業委員の職務を十分に遂行できなくなったためとのことでございます。

本日は、このことを受けまして、総会議案として審議をお願いするものでございますが、本日、同意というふうに決定をされた場合には、農業委員会として市長宛てに同意の旨の文書で報告をいたしまして、最終的には市長の決裁により辞任というふうな運びになります。

説明は以上でございます。

○議長（山田善治君）

事務局より議案の朗読並びに説明が終わりました。

議案第44号について御意見、御質問はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山田善治君）

お諮りいたします。御意見、御質問なしと認め採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山田善治君）

御異議なしと認め、採決いたします。

山田英行委員の辞任について同意することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（山田善治君）

ありがとうございました。全員賛成であります。よって、議案第44号については、提案どおりに同意することに決定いたしました。

最後に報告に移ります。

事務局よりお願いいたします。

○事務局職員（田中道博君）

議案書の9ページを御覧ください。

報 告

1. 農地法第18条第6項の規定による通知について

下記農地について農地法第18条第6項の規定による通知書を受理したので報告する。

受理番号1番、受理月日、令和5年7月3日。農地の所在、〇〇、地目・田、面積3,225平米、外1筆、合計5,467平米。賃貸人、福岡市中央区、公益財団法人福岡県農業振興推進機構。賃借人、〇〇。適用条項、農地法第18条第6項の規定による通知。備考、離作料なし（利用権設定）、外7件です。

続きまして、次のページを御覧ください。

報 告

2. あっせん申出書の取下願について

下記農地について、あっせん申出書の取下願を受理したので報告する。

受理番号1番、受理月日、令和5年7月25日。農地の所在、〇〇、地目・田、面積929平米。願出人〇〇。備考、令和5年1月10日付で申出書を提出されていましたが、諸事情により取り下げるものです。

報告は以上です。

○議長（山田善治君）

以上で議案及び報告が全て終了をいたしました。

続きまして、連絡事項について事務局より説明をお願いします。

○事務局長（乗富和也君）

それでは、4点ほどございますので、よろしく申し上げます。

まず1つが、先ほどあっせん委員に指名されました皆さんには資料をお渡ししますので、どうぞよろしく願いいたします。

それから2点目、9月の総会日時でございます。9月の総会を9月8日、金曜日になりますけれども、午後2時からこちらで開催したいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

次に3点目が、本日、机の上に資料をお配りしておりました令和5年度農業委員・農地利用最適化推進委員の募集という資料のほうをお手元をお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

前回、7月の総会でも申しておりましたけれども、一応今年度、3月21日をもって現在の委員の皆様3年間の任期が満了しますので、例によって、9月に入りましたら委員さんの募集を行っていくことにしております。その概要を記した資料を本日、お手元にお配りいたしております。流れとしましては、従来と大きくは変わっておりませんので、よろしく願いいたします。

それと、応募については専用の応募用紙がございますので、募集期間は9月4日から10月5日で、おおむね1か月間を予定しておりますけれども、それに必要な応募用紙は9月1日から配布できるようにととのえたいと思っております。

それから、市報の9月1日号と市のホームページのほうにも内容を掲載いたしまして、ホームページからはその応募用紙もダウンロードできるようにしたいと考えておりますので、よろしく願いしておきます。

それと、2枚目のほうにとじておりますが、これが今年の3月の総会のときにもこの資料をお出ししまして、国が進める男女共同参画において農業委員の割合というふうなものも成果目標として設定をされております。おおむね3割をとということで目標になっておりまして、現在、柳川市の状況としましては全体の18人の農業委員さんのうちに、女性の委員さんか1名というふうな状況になっておるところでございます。

それで、下のほうの右側に、女性農業委員登用の検討例ということで、例えばJAの各支所単位に1人とした場合とか、あるいは地区をまとめて1人というふうにした場合とかというのを①、②、③のパターンで例として挙げております。実際的には複数の委員さんの中の

1人として女性委員さんが出てくるほうがいいのかと思って、おおむね③がより現実的じゃなかろうかということで、一応こういったところを御認識の上、次の委員さんの改選に臨めればというふうに考えておりますので、皆様のほうにも御承知おきをということでおつなぎをさせていただきたいと思えます。

委員改選のほうについては、内容は以上でございます。

最後、4点目が、農地パトロールの件です。こちらも本日資料に、机の上に配付をさせていただいております。最初に、今日の会議の次第というふうなことで3枚つづりの資料をまず置いておるかと思えます。これは後ほどまた確認をいただきたいと思えますが、おおむね例年のスケジュールに沿って、こういうふうに取りまとめていきたいというふうなところを資料に記載いたしておりますので、後ほどまたお読み取りいただければと思えます。

一応この現状の遊休農地、あるいは違反転用の状況というのをまた一覧表的な資料で各班別にお手元にお配りいたしております。今回がパトロールに入っていく年度初めのパトロールの会議になりますので、各班の班長さん、それと調査の日取りが決まりましたら、よろしければ事務局に前もって一報いただければありがたく思えますので、班長さん並びに日程が決まりましたら、後日でも結構ですので、事務局に、うちの班は、班長は誰で、いついつする予定ですというのをおつなぎいただければ助かります。

なお、2ページが各班別の遊休農地の一覧、それと、3ページ目が班の遊休農地の状況、それと、4ページが全体の違反転用の状況ですね。班別の全体の一覧表。それと、最後5ページに、担当をされる班の違反転用の一覧ということで委員さんのほうには配付をさせていただいております。

例年、8月を主体にということをお願いしておりますが、なかなか暑い時期でもございますので、その辺は班のほうで協議いただいて、日程もお決めいただいて結構かと思えます。事務局としては9月いっぱいまでに終わっていただければ大丈夫なのかなというふうにも思っております。

簡単ですけども、連絡事項としてお伝えさせていただきます。

以上でございます。

○議長（山田善治君）

これをもちまして、令和5年第8回柳川市農業委員会総会を閉会いたします。

本日は誠にありがとうございました。

午後 2 時54分 閉会

柳川市農業委員会会議規則第13条第2項の規定により、ここに署名する。

令和5年8月10日

柳川市農業委員会会長 山 田 善 治

会議録署名委員 高 田 一 利

〃 園 田 清 美